

中津川市では「認知症まもりのわ事業」の一環として、平成 22 年度より、市内各地区の在宅介護支援センターの協力のもと、「地域支えあいマップ」作成の取り組みを行っております。

◆地域支え合いマップづくりとは

「地域支えあいマップ」は、日常の地域住民の関わり合いをマップにすることにより、地域がどのような課題を抱えているか、その課題に対しどのように対処しているかが見えてきます。

その中で、地域住民と関係機関、行政それぞれの役割を明確にし、地域で支えあうためにどのような取り組みが必要かを考える手法が「地域支え合いマップづくり」です。

地域住民が地域の課題や個々の問題に対して、それぞれができる範囲で支え合う意識作りと、支え合いの手法の提案をはかります。

◆地域支え合いマップの作成方法

①講師による「地域の支え合い」に関する講話

アドバイザー：住民流福祉総合研究所 木原 孝久 氏

②モデル地区※の地域住民が集会所などに集まり、地図上に支援の必要な人（認知症や要介護高齢者の方、独居の方など）がどこに居るか、その方にどのような支援や関わりがされているかの情報を書き込む（図 1 参照）。 要援護者マップとの違い＝「関わり合い」を書き込む

③その中から出てきた課題に対し、どのような取り組みが出来るかを講師からアドバイスを受け、地域で話し合い、できるところから実践していく。

④次年度には希望によりフォローアップも実施。

※モデル地区として作成に取り組んだ地区

- 平成 22 年度—西地区（桃山区）、加子母地区（中切区・上桑原区）、
- 平成 23 年度—東地区（12 区第 2 町内会）、坂本地区（新町区）、神坂地区（2 区）
- 平成 24 年度—苗木地区（室谷区）、坂下地区（新田区）、付知地区（若宮区）
- 平成 25 年度—福岡地区（田瀬地区）、蛭川地区（田原区）



(図 1)

例) 見守りのされていない点線の方をどう支えるか、見守るか考える

資料：木原孝久著「住民流助け合い起こし」

地区名	実施年度	マップ作成後の地域での取り組み状況	マップ作成の他地区への広がり (○：広がりあり ●：課題あり)
西地区	H22	地域と交流のない独居の方に声掛けを意識的に実施した所、高齢者自ら交流をもつようになった。認知症のある独居高齢者を近隣世帯が見守っており、有事の際には相談体制ができています。	●区の役員 ^{交代} 等があるとマップ作成や見直しが継続困難になる。 ●マップ作成に携わった住民の高齢化もあり継続が困難。
加子母地区		独居や高齢世帯、障がいのある方など「見守りさん」を区で委嘱し、見守りの協力を得ている。マップ作成後、認知症の家族の事を地域で話し協力を求めたところ、積極的に見守りをしてもらえるようになり、家族が安心できるようになった。	○区の 老人クラブ から声上がり、マップ作成ができた。 ●マップ作成に携わった関係者が ^{交代} するとつながらない。 区を巻き込む必要があり、支え合いの必要性について皆が知る必要がある。
東地区	H23	マップ作成以降、お互いに声掛けをし合うようになった。	○区の恒例行事となっており、 区長を中心に、他の役員 の協力を得られるため、年に2回の見直しができています。
坂本地区		独居高齢者を支える方法として、庭木の剪定や草刈支援を通じた見守りなどボランティアとして活動につながった。	●マップ作成に携わった役員等が ^{交代} すると、引継ぎがされないなど進捗管理が難しい。 ●マップ作成には支え合いに対する 住民の理解 が必要である。
神坂地区		地域から孤立しがちな世帯に対し、声掛けや送迎を行い地域の行事に参加できるようになった。独居や高齢世帯の方に見守りや声掛けができています。	○ 地域の役員を中心に 地域住民の理解があり、自発的にマップ作成が広がっている。
付知地区	H24	マップ作成地区で月1回サロンを開催し、お互いを見守りや交流の場となっている。サロンからの依頼で在宅介護支援センターも関わり、来所者の相談にのっている。	●区の役員の ^{交代} によりマップ作成、見直しは継続が困難である。
坂下地区		高齢者男性の交流の場として「男の料理教室」を開催。料理をきっかけに、お互いに見守りや交流をはかっている。「回覧板を手渡しする運動」を実施、手渡しの際に一緒に読んだり交流をもつようになった。	○マップ作成以降地区住民のやる気に火がつき、地域主体で具体的な活動に以降できている。定期的に集まる機会をつくり、「生きた情報」が得られるようになっている。
苗木地区		地域での課題は出ているが、誰が担うかとなると取り組みに結びつきにくい。	●地域の集会場の建て直しなど、地域の大きな事業があり、マップ作成の話が途切れてしまった。
蛭川地区	H25	地域のボランティアによる弁当配布や地域サロンを実施。見守りと交流の機会としている。	○ 民生委員の協力 が大きく、地域での取り組みにつながっている。 ○H27年度は 社会福祉協議会の事業 として全地区で作成予定。
福岡地区		「見守りサポート隊」を発足（自主的に見守り活動を行う）。独居、高齢世帯中心に訪問による安否確認を実施している。	○マップ作成により、今まで見えていなかった課題が把握できた。 元々 地域の繋がりが強く独自 で声掛けや、見守り隊などができている。

南地区	H27.2.15 実施予定
阿木地区	H27.2.14 実施予定
山口地区	H27 年度実施予定

<支え合いマップ作成の成果と課題>

- ・支え合いマップ作成に取り組んだ地区では様々な活動に結びつき、支え合いの成果が見られている。
- ・**社会福祉協議会、自治会、民生委員、老人クラブ**など、**取り組み主体**がある地域では継続的な取り組みにつながり易い。
- ・**支え合いの基盤**がある地域では、取り組みの広がりができやすい。
- ・マップ作成や地域での支え合いに対する、**地域住民の理解**と地区の協力が必要。
- ・マップ作成に携わった役員や関係者の^{交代}により、継続が困難になり易い。

介護保険制度改正による地域包括支援事業の変更点について

資料2

<現行>

<改正後>

■介護給付(要介護1~5)	・介護サービス
■介護予防給付(要支援1~2)	・訪問看護、福祉用具等 ・訪問介護、通所介護、介護予防支援

介護報酬等の改定⇒
介護報酬等の改定⇒
事業に移行⇒

■介護給付(要介護1~5)	・介護サービス
■介護予防給付(要支援1~2)	・訪問看護、福祉用具等

■介護予防事業	
○二次予防事業	・二次予防事業対象者把握事業 ・通所型介護予防事業 ・訪問型介護予防事業
○一次予防事業	・介護予防普及啓発 ・地域介護予防活動支援事業

一本化で移行⇒

■新しい介護予防・日常生活支援総合事業	
○介護予防・生活支援サービス事業	・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス ・介護予防支援 (介護予防ケアマネジメント)
○一般介護予防事業	・介護予防普及啓発 ・地域介護予防活動支援事業

■包括的支援事業	
○地域包括支援センターの運営	・総合相談支援 ・権利擁護事業 ・包括的、継続的ケアマネジメント ・介護予防ケアマネジメント

現行と同様⇒

■包括的支援事業	
○地域包括支援センターの運営	・総合相談支援 ・権利擁護事業 ・包括的、継続的ケアマネジメント ・地域ケア会議の充実
○在宅医療・介護連携の推進	・在宅医療介護連携
○認知症施策の推進	・認知症初期集中支援チーム ・認知症地域支援推進員 ・認知症みまもりのわ事業
○生活支援サービスの体制整備	・生活支援コーディネーターの配置 ・協議体の設置

充実

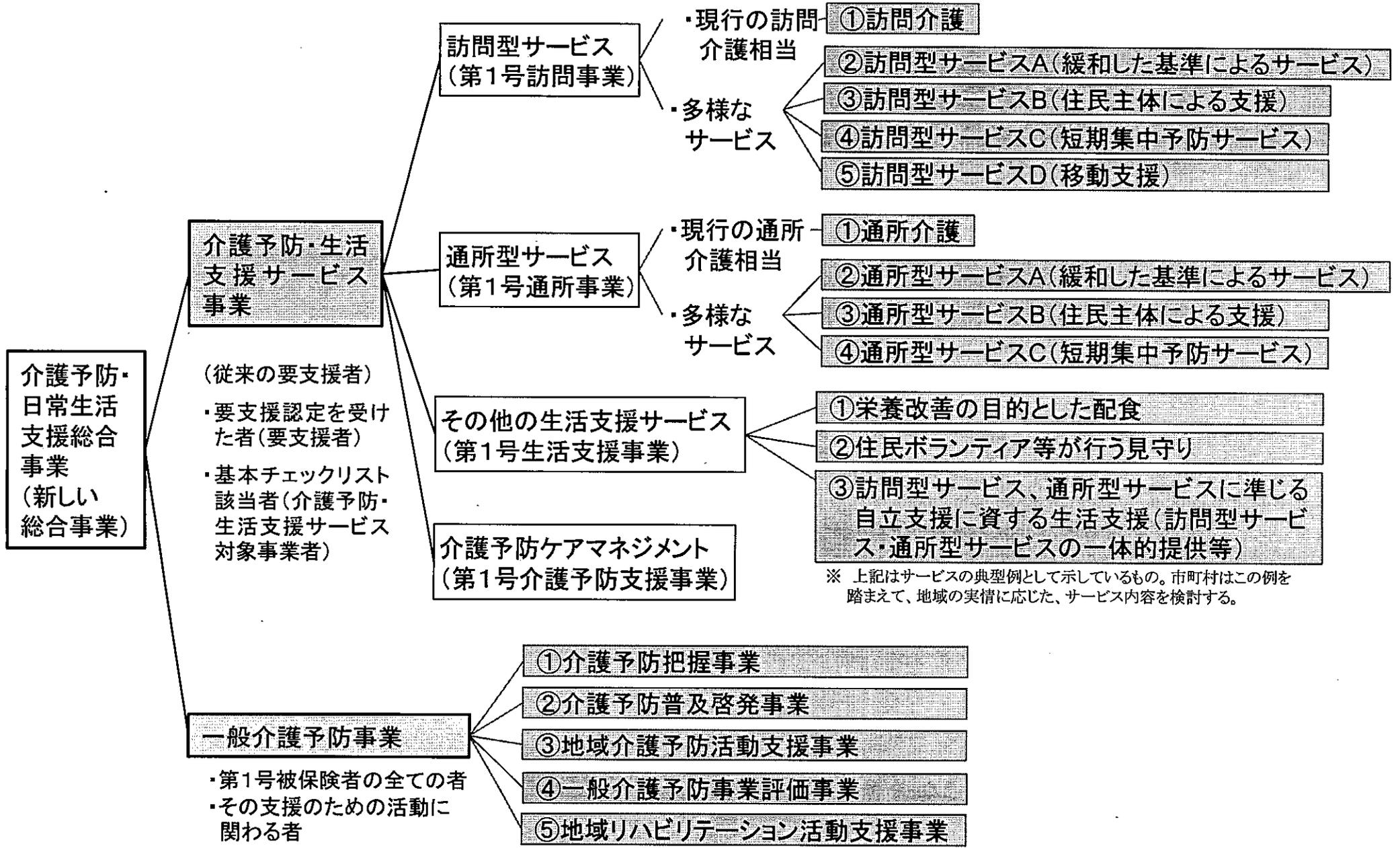
地域支援事業

■任意事業	
○介護給付費適正化事業	・介護給付費適正化事業
○家族介護者支援事業	・認知症みまもりのわ事業 ・おむつ購入費助成事業 ・介護者慰労金支給事業
○その他	・成年後見利用支援事業 ・配食サービス ・介護相談員派遣事業

認知症みまもりのわ事業は基本事業へ移行
その他は現行と同様⇒

■任意事業	
○介護給付費適正化事業	・介護給付費適正化事業
○家族介護者支援事業	・おむつ購入費助成事業 ・介護者慰労金支給事業 ・成年後見利用支援事業
○その他	・配食サービス ・介護相談員派遣事業

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

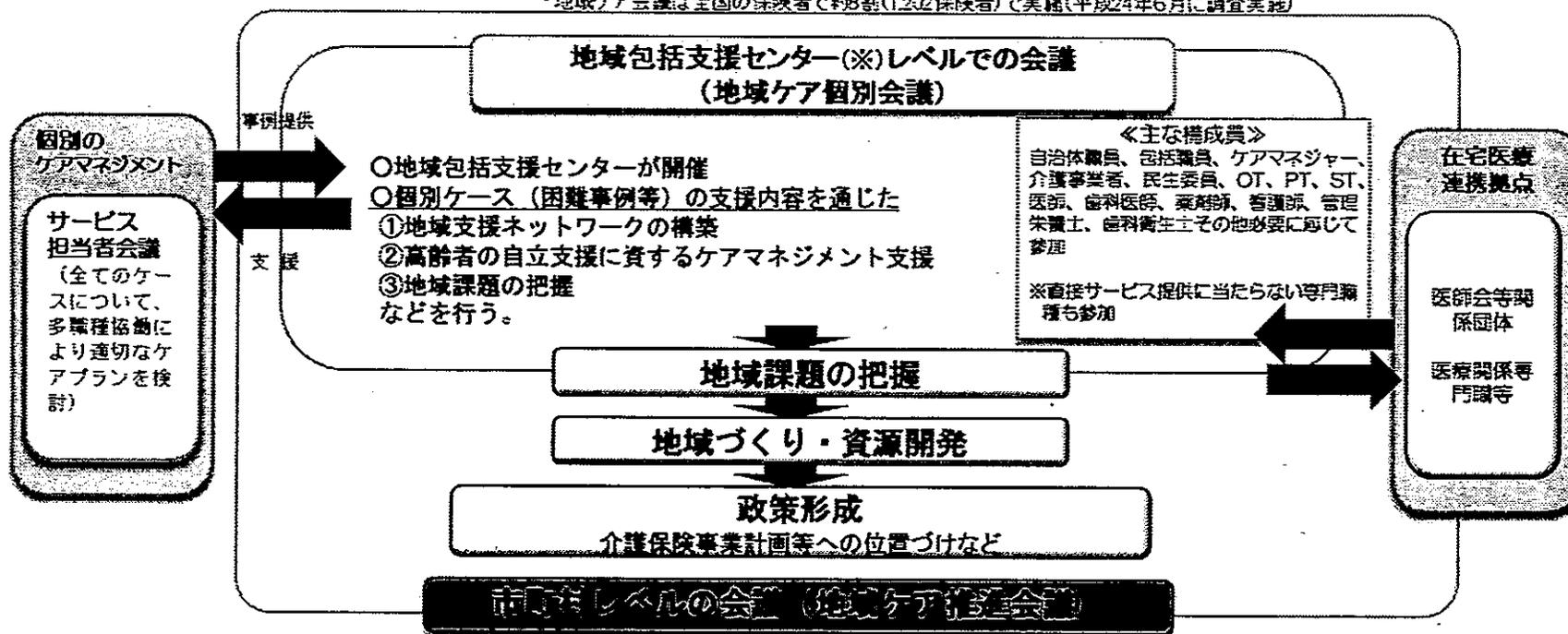


<地域ケア会議の推進>

地域ケア会議の推進

- 「地域ケア会議」(地域包括支援センター及び市町村レベルの会議)については、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、更に取り組を進めることが必要。
- 具体的には、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させる。
- このため、これまで通知に位置づけられていた地域ケア会議について、介護保険法で制度的に位置づける。
 - ・ 適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして位置づけ
 - ・ 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
 - ・ 地域ケア会議に参加した者にする守秘義務を規定 など

・地域包括支援センターの箇所数:4328ヶ所(センター・プラチ・サブセンター合計7,072ヶ所)(平成24年4月末現在)
 ・地域ケア会議は全国の保険者で約8割(1,202保険者)で実施(平成24年6月に調査実施)



第2 事業内容

抜粋

在宅医療・介護連携推進業務

ア 目的

在宅医療・介護の連携推進業務は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、在宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア)地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関、介護事業者等の住所、機能等を調査し、これまでに自治体等で把握されている情報と合わせて、マップ又はリストを作成する。作成したマップ等は、地域の医療・介護関係者や住民に広く公開を行う。

(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等の協議を行う。

(ウ)在宅医療・介護連携支援センター(仮称)の運営

地域の在宅医療・介護連携についての相談窓口を担う在宅医療・介護連携支援センター(仮称)の運営を行い、(エ)、(オ)、(カ)等の支援を行うとともに地域の医療・介護関係者等に対して、在宅医療、介護サービスに関する事項の相談の受付を行う。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、医療・介護関係者に対して、利用者・患者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関・介護事業者の紹介を行う。

(エ)在宅医療・介護サービスの情報の共有支援

地域連携パス等の情報共有ツールや情報共有の手順等を定めたマニュアルを活用し、地域の医療・介護関係者等の間で、事例の医療、介護等に関する情報を共有できるよう支援する。

1

(オ)在宅医療・介護関係者の研修

地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行う。また、地域の医療・介護関係者が、多職種連携の実際等についてグループワーク等の研修を行う。

(カ)24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

切れ目なく在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、利用者等の急変時等の連絡体制も含めて、地域の医療・介護関係者の協力を得て体制の整備を計画的に行う。

(キ)地域住民への普及啓発

在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等によって、地域住民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図る。

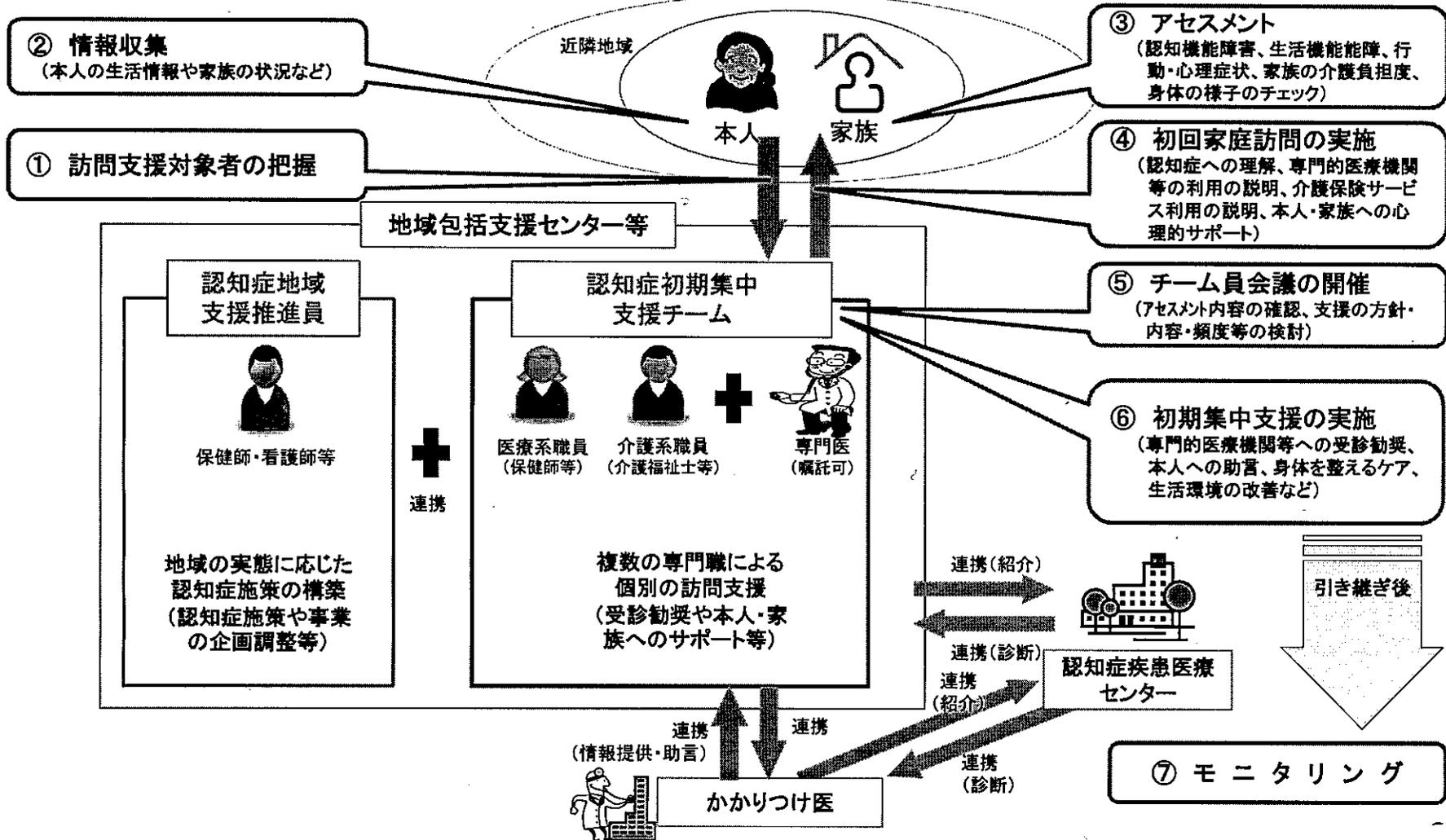
(ク)二次医療圏内・関係市区町村の連携

同一の二次医療圏内にある市区町村が連携して、当該二次医療圏内の病院から退院する事例等に関して、都道府県、保健所等の支援の下、当該病院と協力して、退院後に在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう情報共有の方法等を含む在宅医療・介護連携のために必要な事項について協議を行う。また、必要に応じて、同一の二次医療圏にある市区町村が連携して、利用者等が急変時に診療する医療機関の確保等について協議を行う。

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

以下の体制を地域包括支援センター等に配置

- 認知症初期集中支援チーム—複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族（個別の訪問支援）支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- 認知症地域支援推進員—認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う。



(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※1 これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。

※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

新規事業の実施予定について

■新しい介護予防・日常生活支援総合事業

事業内容		平成27年度	平成28年度	平成29年度
○介護予防・生活支援サービス事業	・訪問型サービス	現行サービス移行実施 多様なサービスの実施検討	多様なサービスの調整及び実施(予定)	⇒
	・通所型サービス	現行サービス移行実施 多様なサービスの実施検討	多様なサービスの調整及び実施(予定)	⇒
	・生活支援サービス	サービス内容の調査検討	生活支援サポーター及び協議体との調整	調整及び実施

■包括的支援事業

事業内容		平成27年度	平成28年度	平成29年度
○地域包括支援センターの運営	・地域ケア会議の充実	地域ケア会議の実施体制の再整備	充実	⇒
○在宅医療・介護連携の推進	・在宅医療介護連携	医師会の実施する、地域在宅医療 連携推進事業との連携により実施	継続	⇒
○認知症施策の推進	・認知症初期集中支援チーム	設置検討委員会により事業内容の検討	体制調整	設置
	・認知症地域支援推進員	地域包括支援センターに配置	⇒	⇒
○生活支援サービスの体制整備	・生活支援コーディネーターの配置	業務内容の検討、研究会実施	配置	⇒
	・協議体の設置	協議体設置に向けた研究会実施	協議体設置	⇒

平成 26 年度まで

二次予防事業対象者の把握事業として生活機能調査（基本チェックリスト）を実施

目 的：二次予防事業対象者（要介護状態の水際の方）を決定するため情報の収集として

1) 基本チェックリストの配布・回収

- ・ 70～80 歳代に配布・回収を実施

H26 年度実績 認定者以外 配布 13,878 人 回収 11,541 人
(回収率 83.2%)

二次予防事業該当者 2,343 人

二次予防事業参加者 112 人 (5%) ※H27 年 1 月末時点 実人数

2) 他部局からの情報収集等

- ・ 在宅介護支援センター実態把握訪問等より情報提供
- ・ 民生委員会へ協力依頼

地域支援事業実施要綱の改正 平成 26 年 8 月

今後、介護予防把握事業は一般介護予防事業に位置づけられる。

内容：地域の事業に応じて収集した情報の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防の活動に繋げる。

- 
- ・ 要介護、要支援認定の担当部局との連携
 - ・ 訪問活動を実施している保健部局との連携
 - ・ 医療機関からの情報提供
 - ・ 民生委員等地域住民からの情報提供
 - ・ 在支の総合相談支援業務との連携
 - ・ 特定健診等の担当部局との連携
 - ・ その他市町村が適当と認める方法による把握

⇒国の例え：把握として用いる基本チェックリストの配布回収は、H26 年度をもって廃止としている。もし実施するならば、独居・高齢世帯等対象者を絞っての実施を。市としては、実態把握訪問がそれに値するため郵送による調査票の配布回収は行わなわない方向。

今後の対応：在宅介護支援センターや民生委員等を中心に関係機関との連携を図り、情報収集を行う。

平成27年度 介護予防支援業務の委託先について

資料4

◆介護予防支援業務委託先事業所一覧

母体法人名		事業所名		母体住所	代表者名	締結開始
1	社会福祉法人 敬愛会	1	居宅介護支援事業所 シクラメン	中津川市 阿木 2811 番地 1	花田美晴	平成18年 4月～
2	社会福祉法人 中津川市 社会福祉協議 会	2	中津川 北居宅介護支援事業所	中津川市 かやの木町2番5号	加藤 出	平成18年 4月～
		3	福岡居宅介護支援事業所			
		4	ひるかわ 居宅介護支援事業所			
		5	坂下居宅介護支援事業所			
		6	中津川市社会福祉協議会指 定居宅介護支援事業所			
3	社会福祉法人 椿苑	7	居宅介護支援事業所 椿苑	中津川市 山口 2155 番地の 4	楯 政彰	平成18年 4月～
4	社会福祉法人 五常会	8	ニッ森 居宅介護支援センター	中津川市 福岡 1693 番地 601	新谷義克	平成18年 4月～
5	株式会社 Smile Care	9	介護支援センター ら・じょわ	名古屋市 西区比良4丁目4番地	川野真嗣	平成21年 4月～
6	有限会社 アームズ	10	居宅介護支援事業所 ほっと	中津川市 蛭川 5735 番地 227	野村真一	平成21年 4月～
7	社会福祉法人 恵北福祉会	11	居宅介護支援事業所 恵翔苑	中津川市 付知町 4575 番地 1	原 正和	平成23年 6月～
8	合同会社 かがやき	12	介護支援事業所 ケアプラン東野	恵那市 東野 1100 番地 2	西尾由香	平成24年 9月～
9	社会福祉法人 春生会	13	あさひが丘 介護センター	愛知県春日井市 神屋町 1310 番地	若月剛一	平成24年 11月～
10	さんこうじゅ 株式会社	14	たちばな 居宅介護支援センター	愛知県春日井市 白山町 6 丁目 8 番 1	浅井寿政	平成25年 6月～
11	(株)スタッ フシュウエイ	15	アクア 居宅介護支援センター	愛知県東海市 名和町後西 19 番地	内藤 明	平成26年 4月～
12	有限会社 耕グループ	16	くわのみ 居宅支援事業所	岐阜県恵那市 岩村町飯羽間 1616	繁澤正彦	平成26年 4月～
13	社会福祉法人 和敬会倶楽部	17	指定居宅介護支援事業 所ふくろうの杜	中津川市 苗木 4002	上田雅和	平成26年 4月～

14	(株) ハクト	18	ラピーヌケアサポート	瑞浪市 山田町 630 - 1	久保川弘美	平成26年 6月～
15	合同会社 幸の風	19	介護相談処 “お陽さま”	多治見市 小名田町 6-306	谷本理恵	平成26年 7月～
16	有限会社 けやきサポ- ト	20	けやきサポート居宅 介護支援室	岐阜市加野 1 丁目 52-7	加藤雅美	平成26年 7月～
17	合同会社 フライエ	21	フライエ	東京都大田区矢口 1-6-4 みちまたビル 1F	大竹博文	平成26年 8月～
18	合同会社 おひさま	22	ケアプランおひさま	中津川市中一色町 3-14	黒野暢介	平成26年 8月～
19	特定非営利法 人はれとけ	23	居宅支援 こよみ	愛知県名古屋市中区 錦 2 丁目 11-25 ケービービル 2 階	伊藤 歩	平成26年 10月～
20	特定非営利法 人ひだまり	24	ひだまり 居宅介護支援事業所	愛知県半田市清水北 町 3 番地 1	部田かね代	平成26年 11月～
21	株式会社 シエント	25	ケアプランシエント	恵那市大井町 2719 番 地 236	森川素行	平成26年 12月～
22	株式会社 emi-go	26	ケアプラン音生人	中津川市駒場 1517 番 地 13	竹中 豊	平成27年 1月～